

○ 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者賠償責任保険 ○ (賠償責任保険普通保険約款、介護保険事業者・社会福祉施設特別約款、各種特約セット)

特長

- 居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者を取りまくさまざまなリスクを補償します。(※医師による医療行為は対象外です)
介護保険給付対象の居宅サービスおよび介護保険給付対象外の居宅サービス(いわゆる「上乗せサービス」「横だしサービス」)を補償します。
※介護予防事業および介護予防支援事業を含みます。
- 居宅介護支援事業に関する純粋経済損害や、人格権侵害を補償します。
- 上記の他、見舞金費用や預かり品や預かった現金の盗難・紛失による損害も補償します。

加入対象者 (日本訪問看護財団の団体会員)

介護保険制度において指定を受ける居宅介護事業者
(居宅サービス事業者・介護予防サービス事業者・居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者)
※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び複合型事業所も対象となります。

被保険者 (補償の対象となる方)

- ① 居宅サービス・介護予防サービス・居宅介護支援・介護予防支援を提供する法人・団体
- ② ①の理事、役員、構成員、従業員
- ③ ①・②の指揮・監督下で業務に従事するボランティア
- ④ ①の指導下で活動する研修生






対象業務

訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(介護業務のみ)、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護(介護業務のみ)、居宅介護支援、介護予防支援、包括的支援、障害者総合支援法および児童福祉法に定める障害福祉サービス(相談支援事業等)、住宅改修、地域密着型通所介護

※医師による医療行為は対象外です。 ※訪問看護事業者はステーション賠償責任保険にご加入ください。

保険金をお支払いする場合 (事故例)

次のような事故について保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

1	2	3	4	5
<p>事業者の活動遂行中の対人・対物事故</p>  <p>○散歩中に車椅子の操作を誤り利用者にケガをさせた。</p>  <p>○利用者の部屋を掃除中に花瓶を誤ってこぼした。</p>	<p>事業者が所有・使用・管理する施設に起因する対人・対物事故</p>  <p>○手すりの管理不備により、利用者が転倒しケガをした。</p> <p>○施設に設備されているエレベーターの管理不備によって、利用者がケガをした。</p>	<p>事業活動の結果または飲食等の提供に起因する対人・対物事故</p>  <p>○配食サービスに起因して食中毒事故が発生した。</p>	<p>事業者が預かった他人の財物(現金・貴重品を含みます。)の損壊・紛失・盗難</p>  <p>○一時的に預かった利用者の携行品を紛失した。(盗難の場合は警察への届出が必要となります。)</p>	<p>ケアマネジャーが行ったケアプラン作成等に起因する純粋経済損害事故(対人・対物事故を伴わない損害事故)</p>  <p>○ケアプラン作成ミスや申請手続きの延滞によってサービスの開始が遅れた場合等に発生する利用者の経済的損害</p>

この保険には保険料確定特約がセットされています。
 ・ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の売上高(保険料算出の基礎数値)を基に算出した保険料を払込みいただけます。
 (注)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
 ・保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
 ・保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
 ・保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、この特約はセットできません。またこの場合においてこの特約をセットしたときには、確定精算が必要となります。
 (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかなる場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間(ご契約期間)とするご契約には、この特約はセットできません。
 ・ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます。)には、普通保険約款・特別約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
 ・中途加入する際には保険期間終了時に確定精算が必要となりますのでご注意ください。

お支払いする保険金

- ① 損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。
- ② 損害防止費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用
- ③ 権利保全行使費用
対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
- ④ 緊急措置費用
対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用
- ⑤ 協力費用
引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用
- ⑥ 争訟費用
損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用

保険金をお支払いできない主な場合

〈共通〉

【次の事由によって生じた事故による損害】

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似に事変、暴動、労働争議または騒擾
- 地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波

【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】

- 被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 業務中の使用人が被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 他人との約定により加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
- 排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任
- 所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- 保険期間開始以前に発生した原因または事由により生じた損害賠償責任
- 施設の新築、改築、修理、取壊しその他の工事によって生じた損害賠償責任
- 航空機、自動車の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- 施設外における船もしくは車両(船または車両の原動力が専ら人力である場合を除きます)または動物の所有、使用もしくは管理によって生じた損害賠償責任
- 屋根、樋、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊によって生じた損害賠償責任
- 昇降機の所有、使用もしくは管理について、ご契約者または被保険者が故意または重大な過失による法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果によって生じた損害賠償責任
- 保険契約者の使用人が医師である場合において、その医師の医療上の行為による身体の障害に起因する損害賠償責任

〈特約〉

- 次の人格権侵害
 - ・ 不実であることを知りながら行われた人格権侵害
 - ・ 広告宣伝活動、放送活動または出版活動による人格権侵害

など

補償内容と保険料

補償内容	支払限度額	免責金額(1事故)
対人賠償・対物賠償 人格権侵害共通	1事故/保険期間中 1億円	なし
経済的損害(居宅介護 支援事業のみ)	1事故/保険期間中 1,000万円	5,000円
管理財物	1事故/保険期間中 100万円	なし
(うち現金・貴重品)	1事故 10万円	なし
事故対応費用	1事故/保険期間中 1,000万円	なし

保険料計算式		売上高(万円)
売上高5,000万円まで	5.0×	<input type="text"/>
売上高5,000万円超1億円まで	4.8×	<input type="text"/>
売上高1億円超3億円まで	4.0×	<input type="text"/>
売上高3億円超5億円まで	3.5×	<input type="text"/>
=		保険料
=		<input style="width: 100px;" type="text"/>

※保険料計算例

例1)年間売上高 500万円の場合
5.0×500(万円)+1,000=3,500円

例2)年間売上高 1億円の場合
4.8×10,000(万円)+2,000=50,000円

※実際の売上高は、千円単位を四捨五入した数値をご申告ください。

※売上高とは、居宅サービス業務、居宅介護支援事業等における補償対象業務の総年間売上高。(売上高は千円単位を四捨五入した数値をご記入ください。)

※保険料は1円位を四捨五入して10円単位となります。

※売上高が5億円を超える場合は別途ご連絡ください。

※中途加入の場合は16ページをご覧ください。